



グローバルな標準必須特許アップデート 世界の主要地域における権利者と実施者の攻防

■はじめに

標準必須特許 (Standard Essential Patent: SEP) とは、標準規格に準拠した製品の製造・販売やサービスの提供を行う際に必ず実施することとなる特許をいいます。最近では、5Gなどの移動体通信標準規格に関するSEPを巡り、移動体通信業者のみならず、ネットワークに接続する自動車のメーカーも巻き込んだ紛争が話題となっています。これから数回にわたってSEPの最新事情を紹介します。今回はSEPの基礎として、特許と標準規格の関係や権利者と実施者の関係、近年の傾向を説明します。

■特許と標準規格の関係

近代化の流れで、多くの業者が共通した技術情報に基づき、製品を製造しサービスを提供すれば、業者・ユーザの双方にメリットが出ることから、標準規格が制定されてきました。合意形成のレベルに応じて、以下があります。

種類	策定者	例
デファクト標準	個別企業	TCP/IP, VHS etc.
フォーラム標準	企業群	DVD, IEEE etc.
デジュール標準	公的機関	ISO, IEC etc.

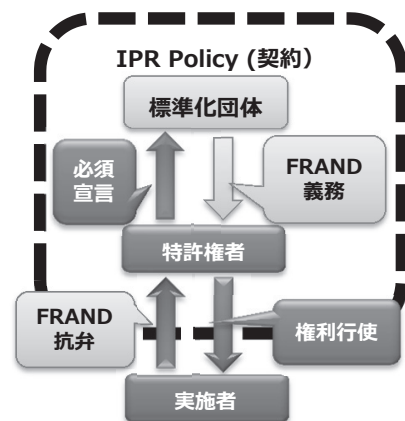
ところで、特許は、強力な独占排他力に基づき他者に発明を実施させないことにより差別化を図ろうというクローズな制度です。一方、標準規格が目指す標準化は、技術を広く普及させて市場拡大を促進したり、共通仕様を形成して相互接続性や相互運用性を確保したりするオープンな制度です。特許と標準化

は、本来的に機能や効果が相反するのです。それでは、規格の普及促進を図る標準化のなかで、他人に使わせないことを本質とする特許であるSEPは、そのSEP保有者と実施者をどう関係にするのでしょうか。

■SEP保有者と実施者の関係

SEPは、標準規格を利用する事業者が必ず実施する技術であるとともに、その保有者が他者の実施を排除しうる独占権でもあります。標準規格が制定されたあと、もしもSEPの保有者が権利に基づき、実施者へのライセンスを拒否したり差止請求を行使したりしたらどうなるのでしょうか。標準化を目指す標準技術の普及促進に大きな足かせとなってしまいます。

そこで、標準規格を定める標準化団体はIPR¹ポリシーを定め、必須宣言させたSEPの保有者にどのような条件で実施者にライセンスするのか意思表示させる宣言書を提出させています。公平かつ非差別的にライセンスする意思があることを宣言するFRAND²宣言というものです。これにより、SEP保有者はFRAND条件に沿ったライセンス交渉をす



るFRAND義務が課され、SEPに基づく身勝手な権利行使が実質的に制限されます。差止請求が認められない場合です。

一方の実施者においても、権利行使が制限されるからといってライセンス交渉を不当に長引かせたり不誠実に対応したりするのは、技術の普及促進に資する行為ではありません。このような不誠実な実施者の行為にまで権利行使を制限したのでは、SEP保有者の技術開発へのインセンティブを阻害してしまいます。特許権に基づく差止請求を正当な権利行使として認める場合です。

SEPを巡る議論や裁判は、SEP保有者が標準規格を利用せざるを得ない実施者に法外な要求をするホールドアップ問題と、実施者がライセンス交渉を不当に引き延ばすホールドアウト問題を中心として展開されています。

■近年の傾向

(1) 実施権者寄りの2010年代

SEPを巡る問題が大きく話題になってきたのは2010年代にSEP保有者によるホールドアップ問題が顕在化してからです。



欧州では、欧州委員会がSEP保有者によるライセンス拒否や過大なライセンス料の要求を市場支配的地位の濫用とし、Samsung v. Motorola事件を受けて差止についてセーフハーバー規則を制定しました。欧州司法裁判所は、Huawei v. ZTE事件を受けてSEPに基づく差止を認める判断基準を示しました。



米国では、司法省と特許商標庁が特段の事情のないSEPに基づく差止命令を制限する共同声明を発表し、裁判所はSEP保有者の差止請求を棄却する多くの判決を言い渡しました。

(2) SEP保有者保護強化の2020年代

2020年代に入ると、実施者によるホールドアウトが問題視されるようになり、急にSEP保有者を保護する揺り戻し傾向が出ました。

欧州では、ドイツのSisvel v. Haier事件において連邦最高裁がSEPに基づく差止請求を容認する判決を言い渡しました。Sharp v. Daimler事件ではミュンヘン地裁がSharpのSEPに基づくDaimlerへの差止請求を容認する判決を言い渡しました。また、Nokia v. Daimler事件では、マンハイム地裁が、SEP保有者がサプライチェーンにおいてライセンスを希望する全ての実施者に対してライセンスしなければならないとするLicense to Allの考え方がFRAND義務とするDaimlerの主張を退けました。最終製品メーカーとのライセンス締結を望むSEP保有者の主張に沿った判断です。



米国では、司法省と特許商標庁、国立標準技術研究所が先の共同声明を撤回し、実施者によるホールドアウト行為に差止を認める可能性が出てきました。このような傾向を受けて、連邦控訴裁判所がQualcommに対する連邦取引委員会（FTC）の訴えを退ける逆転判決を言い渡しました。

■おわりに

SEPを巡っては、差止請求可否の他に、実施者が各SEP保有者からロイヤルティ請求を受けるとその総額が著しく高くなるというロイヤルティ・スタッキング問題が課題であり、各国の裁判所において数々の考え方が提示されてきました。次号以降、欧州や米国におけるSEP問題の最新情報について解説していきます。

- 1 Intellectual Property Right
- 2 Fair, Reasonable, And Non-Discriminatory (公平、合理的、かつ非差別的)

筆者紹介

大貫 敏史

弁理士登録25年のTMI総合法律事務所のパートナー。仕事や部下にホールドアップされた場合に逃避するランニングやトレイルランニングが気晴らし。